

コンタクトレンズの広告自主基準

改定新旧対照表

令和3年5月13日

旧（現行）	新（改定版）	変更理由等
第3条 この自主基準の対象となる商品（コンタクトレンズ）は、法第23条の2の5の規定に基づく承認を受けた視力補正用コンタクトレンズ及び非視力補正用コンタクトレンズとする。 2）前項の対象商品でなくとも、それらを包含した名称（ブランド名等）を利用して、直接、商品の購入を促す広告についてもこの自主基準の適用を受けるものとする。	第3条 この自主基準の対象となる商品（コンタクトレンズ）は、法第23条の2の5の規定に基づく承認を受けた視力補正用コンタクトレンズ及び非視力補正用コンタクトレンズとする。<u>ただし、一般的名称に薬剤含有を含む製品は、この自主基準の対象から除く。</u> 2）前項の対象商品でなくとも、それらを包含した名称（ブランド名等）を利用して、直接、商品の購入を促す広告についてもこの自主基準の適用を受けるものとする。	一般的名称に「薬剤含有」を含む視力補正用コンタクトレンズが令和3年3月15日に承認された。当該製品は、医薬関係者以外の一般人を対象とする広告が制限されるため。

旧（現行）	新（改定版）	変更理由等
第3条 <解説> 1. この自主基準は、原則として法の承認を得たコンタクトレンズの広告を実施する場合に適用する。但し、製造設備や研究体制等を中心とした広告についても、この自主基準が適用されることはいうまでもない。 2. 社名のみを広く知らしめる目的の広告にあっても、コンタクトレンズの注意事項については、進んで掲載することが望ましい。 3. コンタクトレンズに付属して販売されるコンタクトレンズケースやケア用品等の広告は対象外とする。	第3条 <解説> 1. この自主基準は、原則として法の承認を得たコンタクトレンズの広告を実施する場合に適用する。但し、製造設備や研究体制等を中心とした広告についても、この自主基準が適用されることはいうまでもない。 <u>2. 一般的名称に「薬剤含有」を含む製品は、当該製品の使用対象となる患者に対して、医師が薬剤使用の適切性を考慮して販売名を指定し指示をするものであり、患者がコンタクトレンズを選択する必要があることから医薬関係者以外の一般人を対象とする広告は制限されるため、この自主基準の対象外とする。</u> 3. 社名のみを広く知らしめる目的の広告にあっても、コンタクトレンズの注意事項については、進んで掲載することが望ましい。 4. コンタクトレンズに付属して販売されるコンタクトレンズケースやケア用品等の広告は対象外とする。	一般的名称に「薬剤含有」を含む視力補正用コンタクトレンズが令和3年3月15日に承認された。当該製品は、医薬関係者以外の一般人を対象とする広告が制限されるため。

以上